

令和 8 年 3 月 1 1 日  
大分県知事 佐藤 樹一郎

質問書回答

令和 8 年度海外各市場での誘客促進のための戦略パートナー業務委託事業の企画提案競技に対して質問がありましたので、以下のとおり回答いたします。

No.	質問事項	回答
1	<p><b>【全市場共通】</b> 戦略の様式の書式について、「訪日旅行の現状」「市場分析」「大分県の強み」等は、これまで企画書の 1 ページを使って作成していたが、今回はこの 2 枚の書式を必ず使用し、作成する必要があるのか。</p>	<p>様式右上にあるとおり、<u>行幅は文量に応じて変えて差し支えない</u>。そのため、「訪日旅行の現状」「市場分析」「大分県の強み」等、<u>項目ごとに 1 ページ使用することも可能である</u>。ただし、募集要項・仕様書も確認のうえ、様式記載の項目についてはすべて提案書に含めること。</p>
2	<p><b>【全市場共通】</b> 委託業務仕様書「5. 委託業務の内容（2）令和 8 年度事業計画に基づく誘客業務」内、「イ FIT・個人客の誘客強化（BtoC）」において、「インフルエンサー招請による情報発信については、委託者において別途実施予定であるため、本企画提案へは含めないこと」との記載があるが、当該「インフルエンサー招請による情報発信事業」については、今後別途公募が予定されているのか。</p>	<p><u>お見込みのとおり</u>。 当該情報発信事業については、大分県多言語公式 SNS の運用と情報発信を行うことで、本県への誘客の促進や観光消費の拡大に繋げることを目的として、<u>令和 8 年第 1 回大分県議会において予算が成立したのち、新年度 4 月以降に公募実施予定である</u>。 仕様書 6（2）ウにあるとおり、当該情報発信事業は戦略パートナーとの連携を前提としているため、実施内容に関して本事業の戦略パートナーに意見や連携を求める可能性がある。そのため、<u>本事業と当該情報発信事業とでどのような連携が可能か等、具体的な案を企画提案書に含めることは差し支えない</u>。 なお、募集要項 1 2（7）にあるとおり、インバウンド推進に関する事業の委託業務については公益社団法人ツーリズムおおいたに随意契約を締結することを想定しているため、当該情報発信事業についても公募・契約の実施は当該法人が行う予定である。</p> <p><b>【参考】</b> 令和 7 年度 デジタルマーケティング手法を活用した大分県多言語公式 SNS 運用及び大阪・関西万博を契機とした大分県への誘客促進のための情報発信業</p>

		<p>務委託事業の公募</p> <p><a href="https://www.visit-oita.jp/news/detail/1093">https://www.visit-oita.jp/news/detail/1093</a></p>
3	<p><b>【全市場共通】</b></p> <p>「大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格」を有していない会社が、<u>単独で本企画提案競技への参加申込みをする場合</u>、募集要項「7. 企画提案競技参加申込」(1) 必要書類 ③会社概要書(会社の業務内容が確認できるパンフレット等の書類)および(2)参加資格に関する必要書類 ①会社概要・事業概要が分かる書類の提出が求められているが、会社の業務内容や事業概要が確認できる同一の書類を、それぞれの提出書類として提出する形でも差し支えないか。</p>	<p><u>同一の書類で提出して差し支えない。</u></p> <p>なお、<u>共同企業体として</u>申し込みをする場合は、募集要項5(2)⑤アにあるとおり、代表事業者が5(1)①～⑥の要件をすべて満たす必要があるため、7(2)に定める書類は代表事業者分のみ提出すればよい。この場合も会社の業務内容や事業概要が確認できるものであれば、7(1)(2)で定める「会社概要書」「会社概要・事業概要が分かる書類」は同一のもので差し支えない。</p>